

(仮称) さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱 (平成 30 年 6 月 12 日付けまちづくり政策局長決裁) 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p><u>(仮称) さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 「<u>(仮称) さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会</u>」(以下「懇談会」という。)は、札幌市と近隣市町村において形成する連携中枢都市圏(以下「都市圏」という。)において、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、「<u>(仮称) さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン</u>」(以下「ビジョン」という。)の策定又は変更にあたって必要な<u>協議又は懇談</u>を行うことを目的とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 1～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 「<u>さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会</u>」(以下「懇談会」という。)は、札幌市と近隣市町村において形成する連携中枢都市圏(以下「都市圏」という。)において、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、「<u>さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン</u>」(以下「ビジョン」という。)の策定又は変更にあたって必要な<u>協議又は懇談</u>(以下「協議等」という。)を行うことを目的とする。</p> <p>(会議等)</p> <p>第 6 条 1～4 (略)</p> <p><u>5 前各号の規定にかかわらず、まちづくり政策局政策企画部長は、特別の必要があると認めるときは、構成員からの意見の聴取その他協議等を行うための適切な方法をもって、会議の開催に代えることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンの名称確定に伴う規定整備 ・ビジョンの名称確定に伴う規定整備等 ・ ・会議の招集権者が代替措置を講じることができる規定の新設